



Title	帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析(第5報)
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 26(2), 37-75
Issue Date	1976-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31344
Type	departmental bulletin paper
File Information	26(2)_P37-75.pdf



帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析 (第5報)

荒 又 重 雄

VI 1906年—1910年の『報告集成』に関する初步的分析 (続々)

この期間の労資関係について言えば、1906年—1907年は1905年革命からの労働運動の昂揚期であり、1908年—1910年は労働運動の急激な退潮期である。これが対日戦争による経済的昂揚およびその後の不況という経済的なうねりとかさなっている。そうした変動が、産業部門ごとのアンバランスをはらみつつも、工場監督官統計にあらわれ、主任工場監督官たちの注目するところとなっている。

第108表は工場支配人の側からの陳情および請願の動向と処理状況を示している。陳情および請願は、1905年版『報告集成』以降は一括して集計されている。1904年については、この合計数は1039件であったから、1907年まで年々減少していることがわかる。その理由は主として、1906年版『報告集成』

第108表 工場支配人の陳情および請願 *

	1906	1907	1908	1909	1910
審 査 され た 件 数	854	757	1148	1093	1207
うち ベ テ ル ブ ル グ	135	196	252	252	260
モ ス ク ワ	184	100	164	116	231
ワ ル シ ヤ ワ	156	100	129	145	138
キ エ フ	77	54	63	57	79
ポ ポ ル ジ	75	64	134	156	106
ハ リ コ フ	227	243	406	367	393
現 地 審 査	506	346	368	336	343
事 務 所 で の 審 査	348	411	780	757	864

* жалоба и ходатайство 第33表および第35表参照。

がのべているように、勝手な退去のかどで労働者に刑事責任を帰する刑法 51⁴ 条の効力がなくなったことである。すなわち、以前、工場支配人の陳情の事由の第一位を占めていたのが労働者の勝手な退去についてであったのだが、その訴えの根拠となる刑法第51⁴条は1905年8月16日付法務大臣発 No. 2931の回状 циркулярный разъяснений によって効力を停止されたのであり、この回状はまた、ストライキに関する刑法第1358条および第1358¹条と刑法第51⁴条の処罰規定を完全に廃止することについての、1905年8月4日付で勅裁を得た閣議の政令 положение にもとづいているものであったからである。¹⁾

ただし、介入請願がそれだけとりだしたときにどのような動きをしていたのかは、合計数しかないのでわからない。1906年について、とくに現地で審査された件数が高くなっていることを、以下のような1906年版『報告集成』の記述とをあわせて考えると、とくにこの1906年については、工場支配人側が防禦的に工場監督官の助力を求めた例も多かったとみられる。すなわちいわく、労働者の斗争は西部辺境では極端なものとなり、労働者たちは、たとえば、出来高賃金制を廃止して給与 жалование 制にし、かつ労働日を短縮せよ、休日を増せと要求し、工場所有者がこれを拒否すると職場は集会、討論会の場とかわった。多くの小工場では、通常の罷業のみならずテロルの方法ももちいて、労働者たちは採用・解雇を自分たちの選択によってなす権利を獲得し、企業家はほとんどその決定の外におかれた。労働者が仲間たちの承認を得ないで解雇されると、『ブンド』などの組織が工場所有者に対し、給与の3ヶ月分あるいはそれ以上の額の補償を要求してきた。雇主はこれにつよく反撥していた。中央ロシアでは、西部ほどには激しくなかったが、モスクワ県などではしばしば同種の請願があった。また、1905年のストライキを経て罰金制を廃したところの工場支配人たちは、労働者たちが仕事に怠慢で、材料や製品を失くすると陳情し、いかに労働者の放埒さ распушенность と斗かったらよいか助言してくれと請願した、と。²⁾

1907年に工場主たちは姿勢をたてなおし、1908年には攻勢に出る。1908年版『報告集成』は、この年度に工場支配人側からの陳情・請願が「著増」し、

とくにモスクワ、ポボルジ、ハリコフで増加したが、その理由ははっきりしているのもであって、工場主たちが産業の沈滞の中で、賃率引き上げ、1905年革命による労働者の獲得物の奪回につとめているのである、と記している。³⁾

『報告集成』はモスクワ県主任工場監督官ののべるところだとして次のようにかいている。「……工業における継続的で抑圧的な傾向からして、労働者たちは、一度地位を失なって仕事からはなれると、長い間探さなくては仕事をみつけれられない、という条件におかれた。労働者たちは自分の地位に執着し、他の時期においてならきつと抵抗したであろうような労働条件にも余儀なく耐えている。工場主たちは、労働者のこうした傾向を利用しようという態度をとった。工場主たちが、雇用期限前に労働をはなれた個々の労働者を刑法51⁴⁾条にもとづいて告訴してくれとの要求をもって、再び工場監督官を訪れたのはこの時節に特徴的である。支配人の側からの陳情があらわれた。理由は、労働者の不遜な言行、工場の財産の私消、仕事の怠慢である。これらの多くは誇張されていた。……怠慢といっても、のちにしらべてみると、いつものように働いていた。支配人側からの陳情で唯一の公正なものとみとめられる事由は、身体搜索の廃止ののちにひどくつよまった窃盗 кража であった。これはたまたま労働者たち自身によってもみとめられていた。それゆえ支配人たちは、労働者が工場から退出するさいに身体搜索する権利を工場内規に再び含めるよう、工場監督官にたのみこんできた。」⁴⁾

「工場内規にそうしたパラグラフを入れることは許されないとの解説 разъяснение 以後に工場支配人たちはこれを特別の雇用契約の中に含めはじめた。工場主たちが、以前にはあまり注目されていなかった労働者の雇用契約を、導入しようとした証拠は、モスクワ工業地帯工場主協会 Общество Фабрикантов и заводчиков Московского промышленного района がメンバーを指導するために作成した雇用契約 условная и 工場内規 правило внутреннего распорядка との草案である。……この草案は三つの部分に分けられている。門に貼り出される採用条件 условие приема、雇用契約、工場内規である。採用条件で注意がむけられているのは次の一点である。すな

わち、労働者は身体検査ののちはじめて採用されること。この点は1903年6月2日法の結果としてあらわれている。雇用契約は18パラグラフからなる。そして詳細に労働への支払い規定、ストライキのさいの工場管理部の行動様式がきめられていた。以下のごとくである。勝手に労働を中断した場合、そのことにより操業中止がおこらなくとも、労働がなされなかった時間の賃金は支払わないし、労働時間とはみとめない。もし一部の労働者の労働中断が、事業所全部の休止をひきおこしたり、あるいは各職場あるいは各労働者グループの作業の休止をひきおこしたら、……支払いは労働を中断したものにも、そのために労働を継続できなかったものにも、どちらにもなされない。工場内規は38パラグラフを予定され、日給・時間給から出来高給へ労働者をうつすこと、その逆、雇用条件その他にもとづいて発生するかも知れない不満やあらゆる誤解を表明 *заявление* する秩序について詳細に検討していた。労働者たちが1905年—1906年のストライキ間に獲得した特典たとえば休暇、労災以外の病気のときの扶助金、妊産婦への扶助金に関しては草案は全くなにもべていない。……工場主たちはそれを文書にして固定化することを避けていた。⁵⁾

1908年版『報告集成』は、同様にしてペトロコフスカヤ県主任工場監督官の口を借りて、支配人たちの陳情、請願が、労働者全員解雇、しかるのちにあたらしい低い賃率をもって再雇用するといったやり方と結びついた攻撃的なものであったことを指摘している。バクー県主任工場監督官によれば、バクー県での問題は住宅であり、解雇された労働者が工場内規できめられている期間、通常、住居 *квартира* 7日、宿舎 *казарма* の一隅 *места* 3日の限度内に明け渡さず、居住しつづけていることであった。⁶⁾

1909年に減少した工場支配人の陳情、請願件数は1910年に再度増加している。そして1910年版『報告集成』は、その内容にからんだ労資関係について記述している。内容はもっぱら労働者の勝手な退去である。曰く。キエフ県では夏期に労働者を引き留めるために、聖ペテロ祭（旧6月29日）までにやめるものには低い賃率、9月中ばまで勤続する約束のものには高い賃率で支

払った。ところが労働者は契約を破り途中でやめる。ペトロコフスカヤ県やカリシ県では、労働者たちはより高く支払ってくれるところへと流動する。煉瓦工場主たちは、他の工場から、契約期間を守らず、あるいは2週間の予告期間を守らずに去ってきたものを雇い入れぬよう協定。ところが同県のレース工場では、製品への需要大なるために、反対にしばしば他の工場の労働者を誘惑して引き抜く。サラトフ県およびサマラ県では、収穫がよかったために野良や波止場での労賃騰貴し、労働者たちは煉瓦工場や製材工場から逃げ出す。煉瓦工場はやむなく機械化。クールリヤント県でも、1月—2月に前借金をうけとって4月に働きにきていた煉瓦工場の労働者たちが、他の工場のより高い賃金を知り、冬になした契約の履行を回避しようと立ち去る。

とはいえ、こうした事例への工場支配人の不満は、1905年とその直後のような、労働運動に押された状態における不満に比して攻撃的ではあるが、しかし、資本制的労働市場の展開に反対するようなものであるかぎり、みたされないであろう。そして、そこに、労働者側の反撃の芽もひろんでいたとみられる。

次に、労働者側からの陳情・請願について分析を試みよう。件数と関係労働者数の動向は第109表のとおりである。件数は1904年以前に対して1905年以降はやや高い水準で推移し、ピークは1907年—1908年にある。これに対し、関係労働者数は、1905年—1907年に、1904年以前の水準の二倍に達しており、ピークは1906年であるが、のち急激に減少して、1910年には1904年以前の水準にもどっている。この動きから何がよみとらるべきであろうか。

いま少し立ち入ったデータとして、第110表もあわせ検討することにする。ここでは1905年—1910年の期間の動きが工場管区別に示されており、加えて、全帝国の合計数についての現地審査と事務所での審査との仕別けがなされている。審査状況から先にみると、現地審査件数は1905年と1907年について多く、1906年にはさほどめだたない。ところが現地審査事件に関係する労働者数は、1905年から1907年まで15万人台で推移し、1908年以降とはあきらかに異なった局面を示している。ついで管区ごとの動きをみると、件数におけ

第109表 労働者の陳情および請願 I

	陳 情		請 願		合 計	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
1900	9,863	23,997	—	—	—	—
1901	13,736	47,908	4,333	22,654	18,069	70,562
1902	13,289	56,791	6,571	25,404	19,860	82,195
1903	13,029	42,843	5,224	28,755	18,253	71,628
1904	12,681	39,226	6,866	23,695	19,547	62,921
1905	—	—	—	—	22,723	190,125
1906	—	—	—	—	19,704	191,587
1907	—	—	—	—	25,324	180,845
1908	—	—	—	—	25,195	128,651
1909	—	—	—	—	24,098	91,299
1910	—	—	—	—	25,109	88,523

第110表 労働者の陳情および請願 II*

	1905	1906	1907	1908	1909	1910
審査された件数	22,723	19,704	25,324	25,195	24,098	25,109
うち ペテルブルグ	5,875	5,465	7,449	6,378	5,908	5,441
モ ス ク ワ	5,008	4,920	5,810	5,487	5,614	5,614
ワ ル シ ヤ ワ	4,593	2,505	3,100	4,075	4,229	5,049
キ エ フ	2,353	2,066	2,704	2,629	2,497	2,502
ポ ボ ル ジ	1,940	2,100	2,354	2,283	2,536	2,913
ハ リ コ フ	2,954	2,648	3,907	4,343	3,314	3,590
関係労働者数	190,125	191,587	180,845	128,651	91,299	88,523
うち ペテルブルグ	38,916	48,083	41,726	24,059	22,443	15,279
モ ス ク ワ	87,746	93,376	89,117	49,033	30,745	36,643
ワ ル シ ヤ ワ	23,694	12,910	8,423	13,470	10,591	8,810
キ エ フ	8,783	8,003	9,898	9,762	7,221	9,126
ポ ボ ル ジ	7,620	10,149	10,402	6,638	6,473	9,262
ハ リ コ フ	23,366	19,066	21,279	25,689	13,826	9,403
現地審査件数	9,617	7,089	9,013	7,500	7,078	6,883
関係労働者数	155,546	159,841	153,400	84,547	62,655	61,228
事務所での審査件数	13,106	12,615	16,311	17,695	17,020	18,226
関係労働者数	34,579	31,746	27,445	44,104	28,644	27,295

* жалоба и просьба 第38表, 第39表および第40表参照。

るピークは、ペテルブルグ、モスクワ、キエフ、ハリコフの諸工場管区においては1907年—1908年とみられるが、ワルシャワ管区ではむしろ1905年と1910年という両端において高く、ポボルジ管区では1909年—1910年において高い。関係労働者数のピークは、ペテルブルグ、モスクワ両管区において1906年であるが、ワルシャワで1905年、キエフで1907年、ポボルジ1907年、ハリコフで1908年となっている。これら諸工場管区ごとのうごきのちがいは、当の数値が申告された件数ではなくて審査された件数であるという事情では消しきることのできないものと考えられる。

労働者の陳情・請願の動きが、労働運動の波と、おおまかに言って、いわば正の相関をもっていることは、関係労働者総数の動き、さらには現地審査事件における関係労働総数の動きをみれば明らかである。ペテルブルグ、モスクワ両工場管区における関係労働者数の動きもそうである。とはいえここでも、件数はやや異なった動きをしている。労働運動の波の高まりは、集团的陳情や請願の比率を、さらにその集団の規模を大きくするであろう。そして、労働運動の一層の展開は、労働運動をこうした陳情・請願行動の形態から脱却せしめもするであろう。そのかぎりでは、労働者の陳情・請願行動の動きは労働運動の波と負の相関にあるといえる。

1906年について、ヘルソン県主任工場監督官は、陳情・請願労働者数の減少を次のように説明していた。それは「労働者の職業組合の活動によるものである。それらの組合は、近年、とくに1906年に、労働者の訴え жалоба を解決したのみならず、訴えの理由そのものをなくするよう工場主たちに強制し、陳情を予防しているのである」と。ペトロコフスカヤ県主任工場監督官の報ずるところによると、1906年に件数は半分になり、その中に含まれるロックアウト反対の1件（6303人）を除くと1308件（2757人）にすぎない。これは労働者の自主性の一層の発展ゆえであって、この年に少なくない労働組合が生れ、労資間のゆきちがいを仲介する活動をはじめ、それがめざましい成功を収めて労働者の中で権威をたかめたのである。そのうえ、工場支配人も工場監督官の介入を求めず、監督官は自分の管轄地区のストライキをそれ

の終結後に知ったりするありさまである、と。ヴィツテブスク県主任工場監督官曰く、労働者たちが工場監督官の公的介入から孤立してゆく傾向はうたがいもなく前年より進行した。労働者の組合に関する規則の実施以降、組合に結集した労働者たちは、労働者と雇主とのあいだにゆきちがいが発生したあらゆる機会に、ちゅうちょなく自分たちの力を利用したからである、と。

モスクワ県主任工場監督官が1906年についてのべるところでは、「労働者たちはさまざまな事由をもって監督官のもとへおとずれる。なかでも多いのは、ストライキのさいに、自分たちの要求がとおるよう配慮してくれと要求するものである」。モスクワの武装蜂起鎮圧後の平穏期に、工場主たちは1905年に労働者が獲得したものをとりかえしはじめ、「これは労働者の反抗をよびおこし、一部の労働者はストライキに走り、一部は監督機関に協力請願にむかった。労働者の一部は特別市長官にも訴えにゆき、特別市長官は声明 заявление を出して、以前に労働者と結んだ協定に違反した工場主たちは、自分の工場の保安について警察当局に期待しえないだろう、とした」⁸⁾。

1907年版『報告集成』は、とくにモスクワ工業地帯について、「労働運動の発展期に縮少していた工場監督官の仲介活動が再び活発になった」とみてい⁹⁾る。しかし、ペトロコフスカヤ県では、労働者の独立的活動がつづいていたとみられる。主任工場監督官の報告によると、労働組合は1906年3月4日規則以降、合法化しはじめ、1906年末ロッジの大ロックアウト（5大綿業工場、労働者2万人、5ヶ月）は労働組合の発展を刺激した。1907年なかばにロッジだけで20の登録組合があり、うち6つは繊維産業にあった。この地方には、1886年6月3日法がこの地に施行（1891年）される以前から織工組合があり、多くの大工場には疾病基金もあったので、労働組合発達の基礎があったことになる。労働組合は、職業、民族、宗教によって団結し、一職業、一地方に複数の組合ができた。工業家たちも、工場主協会やシンジケートをつくり、労働組合代表と交渉に入り、ときおり協定に達した。¹⁰⁾

1908年についてみると、当該年度版『報告集成』には、やはり注目すべき工場監督官たちの観察が記載されている。すなわち、モスクワ管区工場監督

官は次のように報じている。「陳情や請願を申し立てた労働者数の低下およびそれ以上に彼らが申し立てた事由数のいちぢるしい低下は、うたがいもなく、前年から観察されている工業生活のテンポの遅滞の反映である。商品販路における市場の停滞のため、最大の、かつ運転資金の豊富な工場でさえも、生産削減、同時に労働者数削減の傾向を示しはじめた。こうした最近の事情をはなはだよく理解し、計算して、この困難な時期に地位を失なうことをおそれ、他に適職なく賃金えられなくなることをおそれ、労働者たちは、あきらかに、もっとも重大な事情になってはじめて陳情や請願をなしたのである」¹¹⁾と。ペトロコフスカヤ県でも労働者は後退しているが、抵抗はつよい。主任工場監督官の報告によると、この地における陳情の増大は、どんな手段をもってであれ、自分たちの獲得した特典を廃止しようとする企業家の活動に抵抗しようとする労働者たちの努力によって説明される。¹²⁾

バクー県には、1908年にも強い労働運動の波がある。主任工場監督官の曰く、「この年度において若干の商会の労働者状態は絶望的である。労賃は期限どおりには支払われず、労働者たちは自分の稼ぎを一部分づつ、1ヶ月遅れ2ヶ月遅れでうけとっている。こうした支払いの不正確さは労働者たちをかなり動揺させており、労働者たちは群衆をもって工場監督官のもとや特別市長官のもとへ押しかけている。……労働者たちはしばしば罷業をおこし、……罷業は通常、鉱業家たちが賃金の一部を支払ったときにはじめて中止された……」¹³⁾。

1909年に入ると、陳情・請願の件数・関係労働者数は減少つづき、1件当り労働者数も減少する。モスクワ管区では件数がやや増大しているが、その中にあるモスクワ県主任工場監督官の報ずるところでは、労働者の中には、例外的な印刷労働者を別にすれば、何らの組織の存在もみとめられず、集团的陳情さえめったにみとめられない。各労働者は何の支援もなしに圧制に反抗している。カルーガ県主任工場監督官ののべるところによると、(モスクワ・ウラジミール・ヤロスラヴリの監督官たちもひとしくみとめていたところだが、個々に陳情にくる労働者の大部分は、すでに解雇されてしまったものたち

であった。反対に、集团的陳情は現役労働者からだされた。とはいえ、こうした場合でも、労働者たちは申し立てをおそれたり、あるいはその申し立てを引き合いに出さないでくれとたのんだりした。解雇へのおそれゆえである。この全般的傾向の中にあっても、労働組合が健在であったベツサラビア県では事態がちがっていたと『報告集成』はのべている。¹⁴⁾

このようにみえてくると、個人的陳情・請願、その件数の増大、集团的陳情請願、その規模の拡大、やがて独立の労働者・組織による資本家およびその組織との直接交渉という発展が労働運動の前進に伴っており、労働運動の一進一退とこれら形態のウェイトの変化とがあい伴っていたことがわかる。1910年は決して1902年の再現ではない。個人的陳情行動の層の厚さに変化があったとみられるからである。

第111表、第112表、第113表は労働者の陳情・請願の事由別構成である。事由数は関係労働者について複数あることもあるから、大きい数になっている。総数のうごきをみると、ピークは1907年となっている。事由数の多いものは、悪い原料・不適な賃率による低賃金、賃金遅欠配、賃金算定の不正と賃金減額といった賃金関係、ついで期限前解雇であり、つぎに目にとまるのは労働力損傷補償額の不充分または不支給、疾病他ののちの就業拒否、さらに粗暴な態度または殴打である。24項目に分類された事由の構成や変動は、労働者の経済的状態や労資の関係の変化を反映しているとみられる。

期限前解雇という労働者側の申し立て事由は、1905年以降の事態の変化とともに内容に変化をおこしている。予告なしに工場を去っても、まったく労働者が罰せられなくなると、こんどは支配人も予告なしに労働者を解雇しようとする系統的に努力した。期間の定めなき雇用にあつては2週間まえに予告すべしという制定法は、労資双方にとって厄介なものになり、労働者は大ていその2週間を働きつづけることをのぞまず、通常2週間分の賃金の前わたしを要求して工場から去った。¹⁵⁾とはいえ、そうした慣行がスムーズに確立したというわけでもなかったらしい。1907年版『報告集成』によれば、モスクワ県主任工場監督官の指摘するように、「労働者の中には深く浸みこんだ確信す

第111表 労働者陳情請願事由別構成 I

	1906	1907	1908	1909	1910
総 数	208,281	266,452	155,964	110,917	117,925
1 期 限 前 解 雇	13,423	18,163	12,942	11,282	11,505
2 労 働 時 間 短 縮	1,907	4,503	2,012	2,539	2,396
3 時 間 外 労 働 強 制	1,461	1,787	2,229	2,469	2,801
4 その他労働時間についての雇用条件違反	4,578	5,814	3,514	6,892	8,589
5 他 の 職 に か わ る よ う 強 制	2,718	1,735	1,016	889	1,367
6 住居についての雇用条件違反	2,097	3,878	2,153	930	995
7 賄についての雇用条件違反	2,112	1,900	1,087	447	332
8 医療扶助についての雇用条件違反	2,387	6,786	2,794	1,184	1,064
9 売店での販売についての不正	3,426	5,849	1,570	660	1,160
10 賃金支払手帳又は引換証不支給	2,666	3,014	2,959	2,671	2,300
11 賃金支払手帳への不正な記入	2,337	3,097	1,860	1,858	2,079
12 賃 金 遅 欠 配	12,046	17,762	27,596	14,126	11,718
13 賃金算定の不正と賃金減額	13,010	15,192	15,315	8,844	11,149
14 賃金のかわりに賄や物品うけとること強制	730	138	139	383	288
15 不 法 な 賃 金 控 除	3,558	7,109	1,929	871	1,998
16 不 正 な 罰 金	1,594	6,683	709	1,917	1,254
17 旅 券 の 不 支 給	580	525	2,880	991	1,608
18 粗 暴 な 態 度 また は 殴 打	6,534	9,478	5,849	2,700	8,167
19 労働力損害補償額の不支給または不充分	6,605	9,077	8,285	6,969	8,576
20 疾 病 他 の の ち の 就 業 拒 否	6,236	3,755	2,534	1,747	1,948
21 悪い原料, 不適な賃率等による低賃金	38,381	32,890	16,546	15,357	13,485
22 罰金基金からの扶助金不支給	1,074	5,665	1,102	807	655
23 就 業 証 明 不 支 給	400	295	302	241	266
24 そ の 他	78,421	101,351	38,642	24,143	22,225

第41表参照, 事由番号19以下に変更あり。

なわち解雇とは何か科があったときにのみありうるのであり、解雇には重大な理由がなくてはならず、支配人はそれを労働者に指摘する義務がある、との確信があった。¹⁰⁾

同じくモスクワ県主任工場監督官は、1908年版『報告集成』をつうじて、また語っている。「この2年間、労働者を短い期間ぎめで、しばしば2週間、他の場合には1週間ぎめで労働者を雇用しようとする努力がひろがった。これは労働者の不満をひきおこし、集団的な抗議をさえひきおこしたが、今の

第112表 労働者の陳情請願事由別構成 II (1908)

事由 目号	ベテルブルグ	モスクワ	ワルシャワ	ギエフ	ポボルジ	ハリコフ
1	2,699	2,373	1,699	1,602	1,362	3,207
2	554	147	518	241	259	293
3	467	935	86	188	147	406
4	754	1,050	333	669	118	590
5	388	265	38	23	178	124
6	66	1,854	11	33	51	138
7	27	817	2	134	69	38
8	191	1,113	327	454	24	685
9	5	506	54	—	53	952
10	602	459	376	188	213	1,121
11	586	157	105	388	140	486
12	5,398	13,108	1,615	1,337	1,220	4,918
13	1,755	4,039	4,365	2,065	1,177	1,914
14	3	25	2	95	6	8
15	122	687	206	158	110	646
16	409	120	6	99	15	60
17	2,102	368	66	59	85	200
18	2,898	1,390	519	181	184	677
19	1,845	1,342	2,271	742	622	1,463
20	386	524	187	427	63	947
21	2,896	9,706	1,401	650	992	901
22	214	491	45	16	30	306
23	87	40	33	21	8	113
24	7,567	15,738	1,768	2,070	1,342	10,157
計	32,021	57,254	16,031	11,840	8,468	30,350

ところ労働者にとっては、さしたる成果もなく終っている。法律に一定期間
ぎめ雇用についての最小限がきめられていないのは、雇用に関する法の不足
とせねばならない。こうした限度がきめられていないこと、また省の現行解
説によると期間ぎめ雇用には何の制限もないことは、1日の雇用でさえ許さ
れると考えることを可能にしている。……期間の定めなき雇用にあっては契
約破棄に2週間前の予告を要するという法律の意味にしたがうと、一定期間の
雇用も2週間より短くはなりえないとみるべきであろう。そのいみで工場監

第113表 労働者の陳情請願事由別構成 Ⅲ

事由 番号	事 由 数			比 率		
	1903	1906	1909	1903	1906	1909
1	8,184	13,423	11,282	6.6	6.4	10.2
2	3,012	1,907	2,539	2.4	0.9	2.3
3	2,263	1,461	2,469	1.8	0.7	2.2
4	1,544	4,578	6,892	1.2	2.2	6.2
5	873	2,718	889	0.7	1.3	0.8
6	1,116	2,097	930	0.9	1.0	0.8
7	496	2,112	447	0.4	1.0	0.4
8	1,540	2,387	1,184	1.2	1.1	1.1
9	921	3,426	660	0.7	1.6	0.6
10	1,672	2,666	2,671	1.3	1.3	2.4
11	1,523	2,337	1,858	1.2	1.1	1.7
12	9,870	12,046	14,126	7.9	5.8	12.7
13	8,872	13,010	8,844	7.1	6.2	8.0
14	978	730	383	0.9	0.4	0.3
15	1,664	3,558	871	1.3	1.7	0.8
16	1,858	1,594	1,917	1.5	0.8	1.7
17	1,273	580	991	1.0	0.3	0.9
18	2,289	6,534	2,700	1.8	3.1	2.4
19	2,294	6,605	6,969	1.8	3.2	6.3
20	2,033	6,236	1,747	1.6	3.0	1.6
21	10,538	38,381	15,357	8.5	18.4	13.8
22	998	1,074	807	0.8	0.5	0.7
23	277	400	241	0.2	0.2	0.2
24	58,479	78,421	24,143	47.0	37.7	21.8
計	124,531	208,281	110,917	100.0	100.0	100.0

事由番号は1905年版以降のもの。

督官は、2週間以下の雇用を許可しないようあらゆる努力をしつつ活動している¹⁷⁾、と。

1909年版『報告集成』も、指摘しておくに値することとして、モスクワ県の多くの事業所にひろがっている2週間の雇用契約と、この契約の更新をもとめる労働者の請願についてのモスクワ管区工場監督官の報告を記載してい

¹⁸⁾る。さらに1910年版『報告集成』も、2週間あるいは1週間に限った雇用に由来する労働者からの陳情・請願申し立てがモスクワ、ヴイルノ、エカテリノスラヴ、オロネツの各県で工場監督官の注目をひいていること、このあたらしい雇用形態をほとんどの労働者たちは期間の定めなき雇用と区別していないこと、さらに、ヴイルノ県で、ある事業所は、一部の労働者を数日の期間で、そのうえ期間の定めなき雇用の労働者より長い労働日でやとっていること、¹⁹⁾を指摘している。

就業証明不支給という事由について理解するための材料が、1906年についてのモスクワ県主任工場監督官の報告の中にみられる。すなわち、解雇された労働者はしばしば、就業証明書 *свидетельство о службе* の発給を要求した。多くの工場では解雇のさいにそれを交付したが、法律にはそうしたものの発給の義務が記載されてなかったので、しばしば拒否された。賃金支払手帳は、1898年6月16日付回状(No. 19601)で勧告されているように、こうした証明書のかわりにはなりえなかった。というのは、賃金支払手帳を、事務所に保管すべき文書と考えて、最終的清算ののちにも労働者に渡すことを拒む工場もあったし、労働者たちも、欠勤だとか罰金だとか自分たちに都合のわるいことが記入してある手帳をもって証明書にかえることには満足しなかったからである。²⁰⁾

管理部メンバーあるいは職長の粗暴な態度や殴打への不満が、労働者からいつも一定数申し立てられていることは、帝政ロシア労働者状態の特徴を示している。第41表と第111表とを照合してみると、この事由数には1904年以前と1905年以後とにある段階の相違が感ぜられる。労働者側の自尊心の高まりに対するに、支配人側の態度の変化の小ささとがぶつかっているものであろう。1909年版『報告集成』は、ハリコフ管区工場監督官が、なぜかその事由が多い、とのべたことを記載し、1910年版は、ウラジミル県、コストロマ県でこれを事由とする集団陳情が目だったことを記している。²¹⁾資本家側の攻撃のつよまりと、労働者側の反抗の芽とが、ともにそこにあらわれているとみられる。

罰金制度や労災補償制度についてはすでにふれたが、そうした制度とその変化とにあらわれている慈惠的労働政策および家父長制的労務管理とその弱まりとが、労働者の陳情・請願事由にもあらわれている。ウラジミール県主任工場監督官は、1906年について、かつては数10ルーブリにも達した罰金基金からの扶助金が2～3ルーブリに削減されたことからひきおこされた請願についてのべており、同年、モスクワ県主任工場監督官は、労働者たちが、1905年のストライキを通じて獲得した、労災以外の疾病にも1ヶ月乃至2ヶ月間賃金の半額あるいはそれ以上を支給させる制度を、維持発展させるよう、また、労働力部分喪失のさいの解雇の拡大をくいとめるよう、さらに老令・職業病による解雇には年金をつけるよう請願したこと、そしてこの要求に冷たく対した監督官たちは、労働者の不満をよびおこし、労働者たちは、法はた²²⁾だ工場のみを庇護していると不平をのべたこと、を報告している。

労災補償の義務のつよまりは、資本家たちをして家父長制的な給の節約にむかわしめ、これは労働者たちをあらたな権利要求にむかわせる。1909年版『報告集成』には、トゥラ県主任工場監督官が、労災による労働力部分喪失のゆえに解雇された労働者からの再雇用要求についてのべているし、1910年版にも、モスクワ工場管区の諸県で、労災の被災者たちからの雇用継続希望がしばしば申し立てられたこと、モスクワ県、ワルシャワ県、グロドノ県、カリシ県、カルーガ県、リヤザン県などで、労災以外の疾病時の手当支給、高令者を職に留め、永年勤続者に年金をつける等の要求をもった請願がしばしばみられたことが記されてい²³⁾る。

事由数において第1位を占める低賃金、賃金遅欠配、賃金算定の不正確は、第112表にみられるとおり、とりわけモスクワ管区に多発している。モスクワ管区工場監督官の言(1910)によると、低賃金という事由はとくに小企業で発生している。周辺の平均賃金とくらべての低さを工場監督官がどの程度調整しえたかはのべられていない。賃金遅欠配は、訴訟によって法廷にもちこむことも可能な事由であったが、労働者たちは工場監督機関にもちこんだ。商品の売行き不振から事業所が全く運転資金に窮してそうなったこともあっ

たし(1908),労働者の離職を防ぎ、離職による損失を予防しようとする小企業の努力を示すものであることもあった(1910)²⁴⁾。

賃金算定の不正確という事由にからんでは、種々のケースがあった模様である。1907年、モスクワ県主任工場監督官は、次のように自分たちの活動を報告している。いわく、「しばしば陳情の事由となっているものの一つに、手織工場所有者たちが、他の工場ではすでに実施されている新しいやり方、すなわち準備作業への別途支払い、を認めようとしなないことがある。……ある毛織物工場で工場監督官は、大部分の労働者の同意をえて、そうした作業の一部支払いを実施させることに成功した。しかし一部の労働者は、同種の工場でも様々な秩序があり、あるところでは準備作業に支払われるが、他では支払われていないことを理解できず、裁判所にむかった。二つの審級で彼らは結局敗れ、それ以上は中止した。新しいやり方を実施せよとの監督官の説得に応じないで、弁護士をたてたりしていた工場所有者たちも、結局は労働者の要求を考慮した賃率の採用を決定した」²⁵⁾と。同様のまさつは、出来高給を採用しているベルミ県の鉄工業にもみられた。

その他、工場監督官たちの注目をひいたものには、時間外労働への支払ないことへの(1908、モスクワ県)、工場主側に責めのある休業に支払わないことへの(1908、モスクワ県、1910、ウラジミル県)、検査ではねられた品物を労働者に強制的に売りつけたことへの(1909、エストリヤンド)不満があった²⁶⁾。

カリシ県主任工場監督官によると、賃金に関する請願事由には、年輩の労働者と彼に雇われた補助労働者との関係もあった²⁷⁾。またカルーガ県主任工場監督は、織布・捺染工場に普及しつつあった徒弟制度についてのべている。「徒弟たちは、自分たちの賄分として、毎月、第1年目は7ルーブリ、第2年目は8ルーブリ、第3年目は9ルーブリを支払いをうけて、3ヶ年の年期に入る。3年経たのち、彼らは出来高給をうけとりはじめるが、そこから、3年間の徒弟期間に工場売店からもち出した物品や、欠勤日全部が差引かれる。これら控除が大きいために、徒弟を終えてのちの3年間は賃金はほんと

にわずかである。たとえば、徒弟後2年半たった労働者が職工 мастер として他の工場に入って、賃率で働いても、まるで訓練不足の労働者のように月に10ルーブリも、総額150ルーブリにいたるまで差引かれるのである。1896年5月31日付回状(Б. Д.Т.и М., Ио, 12985)によって、法に反するような特別の契約条件を両親との間でなして、これにもとづきおこなわれる未成年者の雇用は許されない、と解説されている。しかしこの回状は、被傭者自身の賃金支払手帳に、通常賃金の半分に当たるような月10ルーブリといった額の引去りを徒弟奉公を理由になすことを条件としてかきこむことは予想していない。徒弟＝労働者と雇主とのこうした不正常な関係からのがれるためには、工業法規に徒弟に関する条文を附加することが必要であるかに思われる²⁸⁾、と。

労働時間に関する事由については、1910年版『報告集成』が少し触れている。ウラジミル県では、日曜と祭日の前夜の労働日短縮、モスクワ県では時間外労働強制が申し立てられた。これに対し、トゥラ県では精糖工場の出稼労働者が、日曜日にも時間外労働させてほしいと申し立てた。²⁹⁾

最後に、いま一つ、大マニユファクチュアで採用された雇用管理についての報告に触れなくてはならない。すなわち、エストリヤンド県主任工場監督官は、あるマニユでは、微罪のかどで、犯人のみならず親戚をも解雇し、マニユに対する訴訟に入った労働者の家族をも解雇してしまう、と報じていたし、モスクワ管区工場監督官は、ウラジミル県の若干の大マニユファクチュアで、窃盗、喧嘩、その他で罪証のある労働者は、全縁故者を含め解雇し、工場に採用する年齢限界を40才と設定する、といった管理がなされていたと報じている³⁰⁾。

さて、申し立てられた陳情・請願の事由は、工場監督官によって、制定された法規に照して、訴えの内容がもっともであるか否かを判定される。第114表、第115表、第116表がこれについてのものである。まず帝国全体についての数値からみると、根拠ありとみとめられたものの比率には年度ごとにかなりの差異がみとめられる。1905年—1907年は申し立てられた事由数多く、根拠ありとされた比率も高いが、1908年—1910年は申し立てられた事由数少

なく、根拠ありとされた比率も低い。もっともこれは各3ヶ年を括ってみた場合であり、より微視的にみると、前年に比率して事由数増大した年には、比率は低下し反対に、前年に比して事由数減少した年には比率は高まっている。こうした傾向は、第114表の工場管区別に仕分けしたところでもすべて完全にあてはまるというわけではない。しかし、ある程度そうした傾向を認めさせる動きはあるといってよいであろう。大きな動きは、労働運動の昂揚期には、労働者側の要求の切実さが工場監督官に強く印象づけられ、反対に労働運動の後退期には、資本家側の態度の合理性が工場監督官に強く印象づけられる、といったことと結びつけて考えられうるであろう。小さな動きの方は、労働者が積極的に動こうとするときには、彼らの要求は法の予定する

第114表 根拠ありとされた事由 I

	ベテル ブルグ	モスクワ	ワルジ ヤフ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ	全帝国
A 審査された事由							
1905	49,687	83,115	29,921	11,415	8,800	57,581	240,519
1906	55,823	98,729	14,565	9,981	12,830	16,353	208,281
1907	59,740	144,569	9,795	11,602	15,638	25,108	266,452
1908	32,021	57,254	16,031	11,840	8,468	30,350	155,964
1909	26,834	38,656	12,510	8,868	7,872	16,177	110,917
1910	18,401	55,238	9,961	9,889	11,530	12,906	117,925
B 根拠ありとされた事由							
1905	24,513	65,646	15,718	8,583	5,930	9,996	130,386
1906	36,410	48,513	12,738	7,958	8,904	10,729	125,252
1907	29,390	19,695	5,830	7,171	7,195	15,848	85,129
1908	12,135	25,837	8,900	5,268	4,212	14,893	71,245
1909	15,216	13,157	6,828	4,935	3,522	9,547	53,205
1910	7,156	13,145	4,873	4,909	5,716	7,600	43,399
比 率($\frac{B}{A} \times 100$)							
1905	49.3	79.0	52.5	75.2	67.4	17.4	54.2
1906	65.2	49.1	87.5	79.7	69.4	65.6	60.1
1907	49.2	13.6	59.5	61.8	46.0	63.1	31.9
1908	37.9	45.1	55.5	44.5	49.7	49.1	45.7
1909	56.7	34.0	54.6	55.6	44.7	59.0	48.0
1910	38.9	23.8	48.9	49.6	49.6	58.9	36.8

第115表 根拠ありとされた事由 II

	1905	1906	1907	1908	1909	1910
全 帝 国	54.2	60.1	31.9	45.7	48.0	36.8
うち工業的9県						
リフリヤンド	43.1	48.6	51.8	25.9	38.7	38.8
ベテルブルグ	44.8	64.7	48.9	37.7	63.2	42.1
ウラジミル	72.6	45.4	10.8	41.0	27.3	11.4
コストロマ	85.4	35.0	1.9	32.7	40.9	30.1
モスクワ	78.4	59.1	31.4	29.5	28.0	35.4
ワルシヤワ	47.5	80.2	65.6	67.9	66.9	46.7
ベトロコフスカヤ	40.8	92.1	54.2	34.8	47.2	52.4
キエフ	87.6	89.6	62.6	55.2	47.4	57.4
バク	75.4	76.9	80.9	70.0	69.2	68.3

第116表 根拠ありとされた事由 III

1905				1907			
県	事由番号	事由数	うち根拠ありとされたもの	県	事由番号	事由数	うち根拠ありとされたもの
ウラジミル	12	1,325	1,279	ウラジミル	12	1,867	1,182
	13	4,953	4,766		13	3,268	1,445
	15	28	26		15	3,012	5
	18	102	95		18	2,869	338
	21	2,768	2,363		21	8,843	89
	24	8,467	5,540		24	18,284	696
コストロマ	1	105	44	コストロマ	1	4,971	78
	2	1,901	1,900		2	—	—
	8	1	1		8	5,129	3
	13	1,986	1,980		13	1,668	48
	16	1	—		16	1,530	1
	18	271	271		18	2,023	495
	21	3,200	3,200		21	3,109	—
	24	10,454	8,561		24	37,187	25
モスクワ	6	4,821	3,238	モスクワ	6	2,398	96
	9	129	121		9	2,723	2,723
	18	2,894	2,767		18	1,789	556
	21	5,766	4,450		21	4,517	757
	22	118	84		22	3,199	25
	24	15,022	12,742		24	13,876	4,001

慈恵の枠からはみ出し、労働者の動きが消極的なときは、それでもなおなされる申し立て事由は、法の予定する慈恵の枠内である可能性がつよまる、といった関係で説明されうるであろう。

第114表において、次に注目されるのは、モスクワ管区の動きである。1905年から1907年にかけて、申し立てられ、審査された事由数は急増し、かつ根拠ありとされた事由数は急減し、その全体への比率はさらに急激に減少している。1905年の79.0%から1907年の13.6%への減少は異常といってよいほどである。それで、いま少し立ち入って分析するために第115表を作成してみた。ウラジミル、コストロマ、モスクワの3県は、いずれもモスクワ管区全体の動きとそろった動きをしている。しかし、きわだってその動きを体現しているのはコストロマ県、つづいてウラジミル県である。念のため、当面問題となる監督地区について機関メンバーの氏名を調べてみたが、1905年から1907年まで、モスクワ管区工場監督官、その次席、ウラジミル、コストロマ、モスクワの各県主任工場監督官は、それぞれ同一人物である。ウラジミル県、コストロマ県の地区工場監督官についてみても、1907年について新任が1名、責めを引いたもの3名がみとめられるが、あとの12名は同一人物であった。

第116表によって、その同一の工場監督官たちが労働者の申し立てる事由について、一見、急速に激しい態度に転じて行ったことの意味を、いま少し探してみよう。みられるとおりに、事由の種類によっては、1907年についても1905年についてと同じく、かなり高い比率で根拠ありとみとめられたのである。事由番号12(ウラジミル)、事由番号9(モスクワ)はその代表的なものである。これに対して、事由番号13(ウラジミル、コストロマ)、事由番号15(ウラジミル)、事由番号18(ウラジミル、コストロマ、モスクワ)、事由番号21および24(ウラジミル、コストロマ、モスクワ)は、その反対の動きできわだったものである。すなわち、1905年にはほとんどが根拠ありとされ、1907年にはこんどはほとんどが根拠なしとされたのである。コストロマ県にきわだってみられた事由番号1も、そのグループに入れてよいであろう。それぞれのグループの事由内容について点検すると、先のグループは慈恵的の労

働政策の内容として限定され、その意味で安定したものであり、後のグループは慈善的労働政策として内容の限定がなしにくく、その意味で、まさに慈善的ながゆえに、この時代に破たんしかけているものであることがわかる。まさにこれらの項目において労働者の要求は大きく伸縮し、1905年革命という全くあたらしい体験のなかで、工場監督官たちの判断基準も振幅したことであろう。

制度の当初の構造からすると、陳情については、現行法に照して根拠ありや否やを審査し、根拠ありとせば工場支配人に是正を要求することになるが、請願の方は、現行法に直接の根拠なくとも、労働者側の言分を聞いた上で、労資間の誤解ないし行きちがいをはぐしながら和解のために介入することになる。実際には、この双方は労働者側の行動の中では充分に区別されておらず、工場監督機関の側も、1905年以降、これらを一括した表をもって行政報告なすにいたっている。そこで第117表が作成されることになる。この表にみられるように、根拠ありとみとめられたものの比率の高い年には(第114表、第115表照合)、根拠なしと却下された陳情の比率は低下するし、反対に根拠ありとみとめられたものの比率の低い年には、根拠なしと却下された陳情の比率は高くなる。これは特に、1905年と1907年のウラジミル県、コストロマ県の数値にはっきりあらわれている。

とはいえ、事態はこれだけですませられるほど単純ではない。関係労働者数の多かった1905年—1907年について、却下されたものの比率が漸増し、また、関係労働者数の少ない1908年—1910年について、却下されたものの比率が漸増している。この動きが、工場監督官側の基準の漸次的厳格化によるのか、労働者側の要求が制度の枠を漸次超えつつあることによるのか、すぐには判定できない。ただ1907年から1908年への転換は、工場監督官側の変化ではなく、労働者側の行動様式の変化によって主として説明さるべきであろう。

工場監督官に取り上げられてのちの結果は二つ(1908年以後三つ)に分類されている。和解ないし事由の消滅によって、労働者の要求の少くも一部は満たされたとみられるものと、取下ないし未決などの形で、労働者の要求の

第117表 労働者の陳情・請願審査結果

	審問された 陳情請願 (労働者数) 合計		根拠なしと 却下された 陳情		和解成立あ るいは陳情 事由の消滅		取下げ、法 廷もちこみ 指示、未決 および結果 不明		一部達成 一部未達成	
	人 数	%	人 数	%	人 数	%	人 数	%	人 数	%
1905	190,125	100	19,296	10.1	96,179	50.6	74,650	39.3	—	—
1906	191,587	100	29,479	15.4	121,964	63.7	40,144	21.0	—	—
1907	180,845	100	39,084	21.6	112,837	62.4	28,924	16.0	—	—
1908	128,651	100	20,030	15.6	74,181	57.7	24,463	19.0	9,977	7.8
1909	91,299	100	16,175	17.7	51,722	56.7	15,753	17.2	7,649	8.4
1910	88,523	100	21,965	24.8	38,922	44.0	16,389	18.5	11,247	12.7
(1908)										
ベテルブルグ	24,059	100	4,746	19.7	12,943	53.8	3,657	15.2	2,711	12.3
モスクワ	49,033	100	4,687	9.6	30,653	62.5	11,258	23.0	2,435	5.0
ワルシャワ	13,470	100	2,962	22.0	7,415	55.0	2,293	17.0	800	5.9
キエフ	9,762	100	955	9.8	6,374	65.3	1,328	13.6	1,105	11.3
ポボルジ	6,638	100	1,239	18.7	2,834	42.7	1,322	19.9	1,243	18.7
ハリコフ	25,689	100	5,441	21.2	13,962	54.4	4,603	17.9	1,683	6.6
(1905)										
ウラジミル県	49,495	100	1,261	2.5	11,679	23.6	36,555	73.9	—	—
コストロマ県	5,358	100	156	2.9	4,424	82.6	778	14.5	—	—
(1907)										
ウラジミル県	39,872	100	12,257	30.7	14,282	35.8	13,333	33.4	—	—
コストロマ県	15,252	100	4,004	26.3	10,978	72.0	270	1.8	—	—

満たされていないものである。1906年の63.7%から1910年の44.0%まで、その年度ごとに多少のバラツキはあるとしても、関係労働者のほぼ半数が和解あるいは事由消滅という結果をえていることは、帝政ロシアのこの労働政策がある有効性を保持しつづけていることを示している。しかし、個別的に分析すると次のような姿もあらわれる。すなわち、1905年のウラジミル県とコストロマ県は、申し立てられた事由のうち、前者で72.6%、後者で85.4%が根拠ありとみとめられたのであり、それと密接に関係して、関係労働者のうち却下されたもの、前者で2.5%、後者で2.9%にすぎないが、和解ないし事由消滅は後者で82.6%もあるのに、前者では23.6%にすぎない。つまり1905

年のウラジミル県では73.9%という圧倒的部分が、工場監督官には同情されながらも労働者にとってよい結果のないままに留まっている。同じ傾向が、1907年についてのウラジミル県、コストロマ県の数値の対比であらわれているのであり、ウラジミル県の工場支配人側のとりわけ攻撃的な姿勢をここに感じとってもらいたいであろう。

同じ第117表に、1908年を例にとって、こうした審査結果の工場管区別構成をも示しておいた。和解および事由消滅の欄と部分的達成の欄とを合計してみるとどの管区も60%を超えており、この制度の積極的役割を示している。ポボルジ管区は、和解および事由消滅の欄は一番小さいが、部分的達成の欄と合計すると、反対に一番大きくなる。管区別の差についてみると、もし各管区について比較して、工場監督官の行動基準に差異がないと仮定すれば、労働者が最も攻撃的なのはこの年度においてワルシャワ、ハリコフの両管区であり、資本家が最も攻撃的なのはモスクワ管区である、ということになるう。

工場監督機関は、工場監督官のこうした労資紛争調整活動の成果について慎重に反省している。1909年版『報告集成』を通して、モスクワ県主任工場監督官はのべている。「工場主も労働者も、以前と同じように監督官の助力を求めにきた。若干の例外もあった。たとえば印刷業には、союз рабочих графических искусств および союз владельцев типолинографий とが存在したので、ストライキのさいに双方の代表者間の直接の交渉 переговоры がおこなわれた。しかし、たいていは、工業家と労働者との間の敵意がつよく、直接の交渉がほとんど不可能なので、介入は避けられなかった。この年度はさいわいにして、労働者の要求がひかえ目なものであり、かつ従順でもあったし、また部分的には、地元権力が命令 распоряжение でスト中の賃金の補償についての一切の交渉を禁じたことの影響もあって、紛争の両当事者の合意はよりすみやかに達成され、1905年におけるがごとき長期のストライキはほとんどおこななかった。しかしまた、この年度には、工場監督官の真の役割について労働者が無理解なこともあり、工場監督機関の調整活動に困

難があった。労働者は監督官に……調停官 *посредник* をみようとせず、監督官の側から自分たち労働者の希望を工場主に強制するよう期待し、あるいはそう要求する。自分たちの希望に沿う命令が監督官から出ないとみるや、労働者たちは、主任監督官のもとへ、特別市長官のもとへ、さらには県知事のもとへと走り、そして、どこへ行こうと自分たちの要求を完全には獲得できないと納得してはじめて、地区工場監督官の仲介のもとになされた譲歩をうけ入れたのである³¹⁾と。

ところで、この報告につづいて記載されているウラジミル県主任工場監督官の報告は、もっと悲観的なトーンをもつ。いわく、調整活動は本質的に双方の側からの信頼を要するものであるが、その信頼はこの活動の成功に依存するのである。監督機関のメンバーが工場主と労働者との双方から信頼を勝ちとるような個々の幸運な事例もありうるではあろうが、そうした信頼を監督官職に従事しているもののすべてに要求することはできぬ。しかも、調整の成功のためには、双方に譲歩によって紛争を和解させようとする、いかなれば善意が必要なのである。一方の側から、しつこい、しばしば誇大な要求があると、他方の側では、最低の、まったくもって公正な譲歩さえ拒否することがおこり、こういう場合に監督官の調整活動がしばしば無に帰するのは理解されるであろう。大きな成功を収める真の調停官は、紛争調整室 *примирительная камера* のような、双方の側から選出されたメンバーが平等の参加権をもって仕事に従事するような施設にゆだねるべきであり、発達した工業中心地はそうした機関を設置すべき充分の成熟がある。僻遠の文化的に遅れた地域では監督官はこれまでのように活動すべきではあろうが、と。³²⁾とりわけウラジミル県の監督官がこのようにのべる所以は、第117表からも理解される。

ウラジミル県主任監督官の発言は、あたらしい労働者代表制を志向している。ところでこの年度についての労働者代表制に関する報告は次のごとくであった。いわく、1903年工場総代法は有効ではない。ペテルブルグ県には、Франко-Русский зав. の例のみ。いま一つ Невский 造船所にも存在したが、

これは自由にえらばれた労働者代表 депутаты にとってかえられた。コヴノ県には1つの大工場含めて9工場に、ヴィルノ県で1工場にそれぞれ存在したのみである。ハリコフ県で苦情処理委員会のごときもの作られかけたが、じきに廃止され、労働者の努力は採用解雇権をもつ労働者委員会の確立にむ³³⁾けられた。

1908年版『報告集成』はその年度について一般的に次のようにのべた。すなわち、この年度は労働者の個人的陳情で、かつ事由が支配人側の法違反によるものについては調停しやすかったが、集团的陳情となるととくにむづかしかった。工場主たちの姿勢は譲歩などというものから遠く、工場監督官の活動は全く機械的な中継機関的なものとなった、と。³⁴⁾

この年度について興味深いのは、つづいて次のようなバクー市における事例の紹介のあることである。石油業では1906年末にすでに資本家側、労働者側各16人をもって組織された委員会が予定され、1908年5月に第1回会議がひらかれた。この会議で労働者代表が、バクー市の二つの最強の労働組合代表を委員会に入れよと要求してそのまま折りあわずに推移した。ところが同じバクー市の印刷、リトグラフ、製本業においては労働協約調印にまで進んだ。すなわち、1905年—1906年のストライキの中で、企業家たちは労働者の要求をのんだが、しかしその約束を履行しなかった。労働者たちは企業家たちが自分の義務を実行しない、と陳情した。その陳情をうけて臨時バクー総督は双方の代表者よりなる評議 совещание を召集して双方合意させよ、と1906年末に主任工場監督官に委任した。1907年、1908年と評議はつづき、1909年1月25日になって労働協約が調印された。この協定にはバクー市にある印刷関係26企業のうち19企業が加わった。内容は、労働者の採用、解雇、徒弟、労働時間、休日、時間外労働、住居、医療扶助その他就業規則(工場内規)に通常ふくめられているすべての事項に触れていた。また、企業家は、バクー市の印刷労働者組合 Общество типографических, литографических и переплетных рабочих 附属の共済基金に、賃金支払総額の1%を払いこむことになっていた。同額が労働者の読書室および図書館に対しても支出さる

べし、とされた。この労働協約にひきつづいて、協約にもとづき、5条からなる紛争調整室規則 положение о примирительной камер とその附則が作成された。これは労資双方から委員2名、委員候補2名づつを選出して調整室を構成し、その議長は双方の委員および候補の合意のもとに中立的人物をもってあてると、いうもので、バクー特別市長官の認可をえて1909年4月に発効した。³⁵⁾

労働運動が後退し、工場支配人の側からの経済的攻撃がつよまるにつれて、工場監督官たちの調整活動は往年の力を回復しはじめている。1910年版『報告集成』から関連する記述を拾ってみよう。モスクワ県主任工場監督官曰く、調整活動は目だって増大した。多くの工場主たちが監督官の仲介を求めるばかりか、労働者たちも監督官に信頼を寄せている。ウラジミル県のある監督官曰く、労働者たちは現在、外部からの影響をうけず、より健全に判断するようになっており、工場監督官の庇護や仲介を求める。監督官が到着するまで工場管理部との交渉に入ろうとしない労働者たちさえあった。グロドノ県主任工場監督官曰く、労働者たちは工場監督官を信頼し、これを高く評価している。監督官にたよらず裁判制度にたよることは彼らにとってはなほだ困難である。リュブリンスク県主任工場監督官曰く、工場監督官の調整活動は活気をとれどした。労働者が大きな期待を寄せていた労働組合が、資金涸渇、工場主側からの交渉拒否等で全く機能停止しているゆえである。エカテリノスラヴ県主任工場監督官曰く、監督官の調整活動は充分成功的に経過した。それは労働者の利益の侵害が、監督官が支配人に責任を負わせうるような法違反をとまっていたからである。³⁶⁾

もちろんこの時期にも、監督官たちは自らの活動の限界を自覚している。ウラジミル県の監督官は、介入が成功するのは監督官が法律や契約に依拠できる場合のみだ、とのべ、エカテリノスラヴ県主任監督官は、支配人の法違反がともなわれないとき、成果は顕著ではない、といい、ボドリヤ県主任監督官は、監督の仲介は通常、労働者に対する、裁判所へ行けとの助言に終った、とのべている。また、ワルシャワ県主任監督官は、工場主たちが工場監督官

に問題をもちこむよりは裁判制度を利用する方を好む、とのべ、サラトフ県主任監督官は、もし工場監督官の仲介が両当事者の合意のもとになされるものであるとしたら、企業家たちの大ていは監督官の仲介を拒むであろう、とのべている。³⁷⁾

1909年版『報告集成』以降、ストライキの分析が含まれることになった。工場監督官によってストライキの動きが系統的に蒐集されるようになって以後の一般的動向は第118表のとおりである。ここで分析すべき1909年と1910年は、1905年から1917年までの期間の中で、波の底に位置する時期となっている。第119表にストライキの工場管区別構成をみると、発生件数はワルシャワ管区に多く、ついでポボルジ管区(とくに1909年)となっているが。参

第118表 ス ト ラ イ キ 動 向

	ストライキ件数		参加労働者数	
	件数	全事業所数に 対する比	人数	全労働者数に 対する比
1895	68	0.36	31,195	2.01
1896	118	0.62	29,527	1.94
1897	145	0.75	59,870	3.99
1898	215	1.13	43,150	2.87
1899	189	0.90	57,498	8.83
1900	125	0.73	29,389	1.73
1901	164	0.96	32,218	1.89
1902	125	0.72	36,671	2.15
1903	550	3.21	86,832	5.10
1904	68	0.40	24,904	1.46
1905	13,995	93.2	2,863,173	163.8
1906	6,114	42.2	1,108,406	65.8
1907	3,573	23.8	740,074	41.9
1908	892	5.9	176,101	9.7
1909	340	2.3	64,166	3.5
1910	222	1.4	46,623	2.4
1911	466	2.8	105,110	5.1
1912	2,032	11.7	725,491	33.7
1913	2,404	13.4	887,096	38.2
1914	3,534	25.2	1,337,458	68.2

第119表 ストライキ工場管区別構成

	ペテル ブルグ	モスクワ	ワルシ ヤワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ	合 計
(件 数)							
1909	45	32	111	28	75	49	340
1910	21	49	88	24	23	18	222
(参加者数)							
1909	8,929	27,714	10,911	3,625	4,456	8,531	64,166
1910	3,064	26,344	4,977	7,660	2,089	2,978	46,623

第120表 事業所規模別ストライキ分布

	ス ト 件 数		ストの発生した事業 所の割合 (%)		スト参加者数	
	1909	1910	1909	1910	1909	1910
～ 20人	39	15	0.8	0.3	535	155
20～ 50人	77	43	1.6	0.9	2,298	1,131
51～ 100人	71	38	3.4	1.5	3,910	1,493
101～ 500人	108	72	4.8	3.1	13,823	11,227
501～1000人	15	28	3.7	6.3	6,990	10,279
1000人～	30	26	9.6	8.0	36,610	22,338
計	340	222				

第121表 継続日数別ストライキ分布

	1909	1910
～半日	(件) 11	(件) 24
半日～2日	118	68
2日～3日	42	27
3日～5日	56	36
5日～10日	77	34
10日～15日	16	16
15日～20日	6	11
20日～30日	4	4
30日～	10	2
計	340	222

加労働者数でみるとモスクワ管区が半数をしめている。これはもちろん労働者の集積度がしからしめるところであるが、加えて労働者の集中度にも影響されているとみられる。第120表にみられるように、大規模な事業所ではもちろん小規模なところに比して、発生するストライキは大きなものになりやすいし、スト発生頻度が高い。ストライキの波の底に当る年度でも、1,000人以上規模の事業所ともなると、その1割近くにストライキが発生している。もちろん、大きな事業所におけるストライキだからといって、必ずしもその規模が大となるわけではないが、スト参加者数も大事業所におけるストライキにおいて大となっている。

第121表にストライキの継続期間をみると、両年度ともに半日から2日、つまり1日前後のところが頻度大である。3日から10日までのストライキも無視できない大きさを占めている。第122表にストライキの発生月別分布をみると、1909年についてスト参加者数は3月、5月、8月に多く、1910年に

第122表 発生月別ストライキ構成

	スト参加者数					
	I		VIII		全 体	
	1909	1910	1909	1910	1909	1910
月別						
1	429	711	893	2,376	6,418	4,029
2	1,498	1,077	110	145	2,302	3,173
3	11,114	75	179	502	12,006	1,295
4	157	0	1,406	556	5,526	1,660
5	6,598	997	2,097	2,322	12,141	4,807
6	1,462	1,613	305	553	2,448	2,493
7	202	3,082	358	365	3,185	6,574
8	6,801	3,464	1,018	240	10,382	4,722
9	944	2,148	323	289	2,546	4,920
10	686	4,619	1,327	1,835	2,883	7,199
11	0	0	888	2,300	1,247	4,295
12	480	578	756	129	3,082	1,456
合計	30,371	18,364	9,660	11,610	64,166	46,623

ローマ数字は産業部門

第123表 政治ストライキ

	スト 件 数			スト 参加者数		
	1908	1909	1910	1908	1909	1910
月別						
1	19	—	—	2,612	—	—
2	1	—	—	930	—	—
3	1	—	—	121	—	—
4	172	24	—	32,519	4,127	—
5	260	19	5	50,698	2,641	1,455
6	1	—	—	478	—	—
7	—	—	1	—	—	22
8	—	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—	—
10	10	7	—	5,336	1,595	—
11	—	—	2	—	—	2,300
12	—	—	—	—	—	—
年間 合計	464	50	8	92,694	8,363	3,777

第124表 経済ストライキ

	スト 件 数			スト 参加者数		
	1908	1909	1910	1908	1909	1910
月別						
1	65	38	14	13,081	6,418	4,029
2	37	12	11	7,357	2,302	3,173
3	29	11	11	3,464	12,006	1,295
4	26	18	13	3,643	1,399	1,660
5	42	27	22	12,744	9,500	3,352
6	44	15	28	8,619	2,448	2,493
7	33	62	34	9,773	3,185	6,552
8	30	55	18	4,281	10,382	4,722
9	24	17	20	7,874	2,546	4,920
10	19	11	20	4,218	1,288	7,199
11	50	9	14	6,351	1,247	1,995
12	29	15	9	2,002	3,082	1,456
年間 合計	428	290	214	83,407	55,803	42,846

については7月から10月までの夏期に多い。産業部門別の集計もあるので、同表には綿工業部門(I)と金属工業部門(VIII)を特記しておいた。これにより、8月のストライキは綿工業部門に多く、11月とか1月とかのストライキは金属工業部門に多いことがわかる。

ストライキの月別変動はストライキの性格によって異なった様相を示している。政治ストライキと経済ストライキとを区別すると、政治ストライキは特定の月に集中しているのにたいし、経済ストライキは各月に分布している。政治ストライキの集中している5月はメーデーのある月である。経済ストライキはより分散しているが、件数の方でみるとやや夏期にウエイトがかかっている。農民出稼労働力の市場がひきしまることと関係づけることも可能であろう。

工場監督機関によって採用されたストライキ原因の分類表が第125表である。この分類によってストライキを原因別に構成したものが第126表である。件数、参加者数、損失労働日数いずれをとってみても賃金を主要原因とするものが支配的である。注目すべきは原因1と原因2の対比である。前者は労働者側が攻撃的な原因といえるし、後者は資本家側が攻撃的なものといえる。1909年についてみると、ストライキ件数は前者の方が多いのにスト参加者数および損失労働日数は後者の方が多い。大事業所において雇主側の攻勢がつづいていることを示しているものであろう。ところが1910年になると、全体としてストライキは一層低調になっているのに、前者の方がスト参加者数および損失労働日数について大きいことになっている。ストライキの波の底で労働者が反撃に転じたということであろうか。労働時間に関するストライキ原因も、原因4と原因5との間には、労資のいずれがより攻撃的かで、賃金に関する原因1と原因2との関係と同一のものがあるであろう。そして、1909年と1910年の比較についてもよく似た動きがみとめられるのである。

第127表は、1909年と1910年のストライキ件数を合計して、原因別、月別に構成したものである。労働者側が攻撃的な原因1と原因4によるものがあるからに夏期にかたよって発生していること、これに対して原因2と原因5

第125表 ストライキ原因分類表

大分類	小分類	例示	備考
A 賃金	1 労働者側からの賃上げ要求	率の明確な日給引上げ。雑役工・婦人・徒弟の最低賃金確立。賃率・出来高単価引上げ（結合原因は1—3と表示）。明確な規定のない賃上げあるいは経済的要求（結合原因は1—4と表示）。近隣諸工場と賃金をそろえよ。	
	2 企業主側からの賃下げへの不満		
	3 賃金制度への不満	賃率への不満。出来高給から日給への転換希望。二週ごとの支払から一週ごとの支払いへかえる希望。賞与、有給休暇、解雇手当二週間分要求。賃金計算や賃金未払いへの不満。支払時期への不満、製品検査による賃金控除、原料の不足や低品位、作業への仕掛条件、賃金低下等への不満。	
	3 6 以前の賃金・スト中の賃金要求		
B 労働時間	4 労働者側からの時間短縮要求		
	5 雇主からの時間延長または時間短縮への不満	時間外労働への不満も含む	
	6 労働時間制度への不満	9時間2交替から8時間3交替への移行希望。休日前夜の労働時間短縮。深夜業、休憩、引き留め等への不満。	
B 事業場内秩序、管理部の人物や彼の行動への不満、生活と労働の条件	7 罰金や賃金控除への不満	欠勤、不正確な作業、遅刻への罰金・控除への不満、罰金・賃金控除全廃要求	
	8 職場秩序への不満	職長・監督を含む管理部メンバーの人物、性向、行動への不満。粗暴な態度、予告・支払なしの解雇への不満。管理部メンバーの追放、解雇労働者の再雇用等の要求。	

大 分 類	小 分 類	例 示	備 考
	9 労働環境の不備	寒さ、換気の悪さ、狭さ、水質等	
	10 生活条件現物給与への不満	疾病手当、妊娠扶助、住居改善要求、住宅手当増加医療扶助、浴場等の欠如または不備への不満。	
	10 6 労働者代表制要求	労働者の採用、解雇、賃率、労働者の格付、労働秩序その他への介入・参加、企業経営管理への種々の参加の権利もつ総代・労働者委・代表の選出要求。	
Γ その他	11 当事者の意志によらぬもの	修理原料不足・破損のための操業休止賃金欠配へのおそれ。	
	12 原因不明および職業的なもの	理由なしの、しかし一般的な政治的示威と結びつく同情スト。他の事業所の労働者、群衆、アジテーターの側からの強制、脅迫・暴力、第三者の教唆、ケンカ、労働者中での同意ない民族的、党派的な反目、その他。	
	12 6 示威的・政治的スト	示威、政治的自由要求、社会主義的要求、メーデー他。	
	13 疾病基金に関連するスト	法にきめられたとおりに抛出することへの不満、全事業所に共通の基金設立希望、疾病基金総会での全権選出へ参加することのそまづ 他。	1913年版から追加

によるものがどちらかと言えば冬期にかたむいていることが読みとりうるのである。

工場監督官統計でおもしろいのは、結果別ストライキ集計があることである。第128表がそれである。結果が中立というのは政治ストライキについてのものである。ストライキの波の底にある時期であるから、雇主に有利に終結したストライキが、件数からみても参加労働者数からみても大きいことは当然である。また、労働者が有利に終結したストライキの1件当り参加者数の小ささは、小さい事業所では労働者にとって自分たちに有利な力関係をつ

第126表 原因別ストライキ状況

ス ト 原 因	ス ト 件 数		スト参加者数		損失労働日数	
	1909	1910	1909	1910	1909	1910
A	225	162	42,725	27,080	263,643	205,953
1	150	126	8,913	15,404	70,171	110,049
2	37	19	21,414	6,364	154,245	40,454
3	38	17	12,398	5,312	39,227	55,450
B	20	19	4,146	4,969	34,629	17,084
4	4	6	191	1,012	677	3,165
5	11	7	3,401	793	31,002	2,506
6	5	6	554	3,164	2,950	11,413
B	44	33	8,902	10,797	110,941	29,599
7	2	5	200	2,023	720	10,198
8	31	25	6,504	8,592	54,538	19,167
9	6	—	199	—	543	—
10	5	3	1,999	182	55,140	234
Γ	51	8	8,393	3,777	8,555	3,749
11	—	1	—	22	—	11
12	1	—	30	—	210	—
126	50	7	8,363	3,755	8,345	3,738
合 計	340	222	64,166	46,623	417,768	256,385

くり出すことにやや容易であった、ということを示すであろう。相互譲歩により終結したストライキが、他のケースに比して、1件当り参加者数が多くなっているのにも注目される。規模の大きいストライキは、雇主にとても打撃大きく、産業民主主義への傾斜を示さずにはおられぬ、ということであろうか。

第129表は、1909年と1910年の数値の合計を月別結果別に構成したものである。両年度はストライキの件数の少ない年であるので、この表の数値は個別ストライキの動きの影響をつよくうけている。3月に、相互譲歩で終結し

第127表 原因別月別ストライキ構成(1909・1910)

スト 原因 月													計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1	18	7	6	10	23	33	77	54	21	14	8	5	276
2	6	8	4	6	9	1	1	6	1	4	6	4	56
3	14	1	6	3	5	3	4	4	3	3	1	7	54
4	—	—	—	2	1	—	3	—	2	1	—	1	10
5	1	3	1	1	1	—	1	1	4	3	—	2	18
6	2	—	—	2	2	2	1	—	—	1	—	1	11
7	2	—	1	—	1	—	—	—	—	1	2	—	7
8	6	4	4	4	4	2	3	5	6	2	6	4	50
9	—	—	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—	6
10	1	—	—	2	3	—	1	—	—	—	—	—	7
106	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
11	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
12	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
126	—	—	—	24	24	—	—	—	—	7	2	—	57
計	52	23	22	55	73	43	97	73	37	38	25	24	562

第128表 結果別ストライキ状況

	スト件数		参加者数		1件当り参加者	
	1909	1910	1909	1910	1909	1910
労働者有利	85	46	6,497	4,092	76.4	89.0
相互譲歩	48	57	20,538	14,888	427.9	261.2
雇主に有利	157	112	28,768	23,888	183.2	213.3
中立	50	7	8,363	3,755	167.3	536.4
計	340	222	64,166	46,623	188.7	210.0

第129表 結果別月別ストライキ構成 (1909・1910)

月	結果	スト件数			スト参加者数		
		労働者に有利	相互譲歩	雇主に有利	労働者に有利	相互譲歩	雇主に有利
1		8	15	24	1,743	3,040	5,630
2		6	6	11	1,295	1,464	2,750
3		3	2	17	101	9,375	3,825
4		7	6	18	456	1,076	1,503
5		8	10	30	906	4,339	7,525
6		9	10	25	224	2,352	2,591
7		51	15	30	2,881	3,180	3,476
8		11	11	51	468	1,934	9,102
9		11	12	14	1,186	1,867	4,412
10		4	8	21	123	1,974	7,035
11		6	4	10	701	208	1,628
12		6	6	13	422	1,004	3,169

たストライキの参加者が9,375人ときわだつたて大きいのは、1909年に木綿工業部門で原因2を主要なものとする1件のストライキが参加者9,344人をもって相互譲歩で終結したことによるものである。労働者に有利に終結したストライキが7月に51件と多いのは、1909年に木材工業部門で34件（1,480人）のストが労働者に有利に終つたことによる。その大多数は原因1によるものと諸表の突き合せにより推定される。労働者に有利に終結したものの中でめだつのは、2月に1件、木綿工業で原因8にかかる1,077人のストライキである。雇主に有利に終結したものが8月に51件と多いのは、1909年に羊毛工業で35件（605人）発生していることによるものである。これも、多数は原因1によるものであり、継続日数は平均5日前後であったと推定される。

第130表は、経済ストライキのみについてみたときの産業部門別ストライキである。ロシア・プロレタリアートの主力部隊が木綿工業の労働者を中心とする繊維労働者であり、ついで金属工業の労働者であったことは一目瞭然である。その主力2部門について、1909年と1910年のスト参加者数を、原因別結果別に構成してみたのが第131表である。原因1および4についての相

第130表 産業部門別ストライキ分布

産業部門	スト件数			スト参加者数		
	1908	1909	1910	1908	1909	1910
I	42	26	25	31,301	29,670	18,364
II	56	58	35	4,732	3,649	2,899
III	7	3	1	587	643	861
IV	8	4	7	8,254	2,570	1,442
V	8	3	11	222	214	1,503
VI	17	18	8	790	1,410	769
VII	48	60	23	3,120	2,447	1,715
VIII	69	45	41	11,849	5,616	8,018
IX	31	27	23	3,163	1,574	1,438
X	42	5	19	1,863	432	1,985
XI	22	11	8	3,154	1,226	1,953
XII	15	10	5	2,060	2,151	964
XIII	63	20	8	12,098	4,201	935
計	423	290	214	83,407	55,803	42,846

 第131表 原因別結果別ストライキ構成
 (1909・1910, スト参加者数)

原因	結果	木綿工業			金属工業		
		労働者に有利	相互譲歩	雇主に有利	労働者に有利	相互譲歩	雇主に有利
A	1	108	1,885	3,640	133	1,524	2,177
	2	—	12,234	7,766	13	213	1,593
	3	698	2,657	8,491	596	44	879
B	4	—	578	—	—	9	91
	5	—	220	1,124	—	12	274
	6	—	1,613	681	49	—	477
B	7	—	—	480	—	350	489
	8	1,077	1,793	2,989	634	587	3,383
	10	—	—	—	—	—	107

互譲歩は、やや労働者に有利、原因2および5についての相互譲歩はやや雇主に有利と評価することができる。が、いずれにしろ、結果についてみたときにも、これら両年度における雇主の優勢ははっきりしている。

専制の官僚としての工場監督官は、政治ストライキによる損失労働日数の小さいことに（第126表）安心し、かつ、次のようにのべている。1909年のストライキに附随して、労働者の一部解雇19件、労働者全部解雇18件、逮捕・流刑13件、軍隊・警察の召致10件が発生したが、このデータは、1909年のストライキが大部分平和的に推移したことを示している。暴力・破壊活動はなかった。加えて、軍隊・警察といっても、ほとんど警察であり、かつ予防的なものであったし、全員解雇事件のうち3件では、解雇労働者は再雇用された、と。³⁸⁾

その他、『報告集成』に記載された特記すべき事項として次の二つを附記する。

その1、ヴィッテプスク県主任工場監督官の報告によれば、この地の17の労働組合のうち15がユダヤ人のものであった。ユダヤ人居住区を背景にしながら労働者の75%をユダヤ人でまかなっていたユダヤ人経営のタバコ工場では、ユダヤ人を啓蒙してキリスト教徒を雇いはじめた。³⁹⁾（1907年）。

その2、1908年、リュブリンスク県に、ロシアでは他にみられないあたらしい原則による株式会社形式で、2つの砂糖工場がつくられた。全事務職員と全常用労働者とを株主とするもの、および全事務職員と常用労働者の一部分を株主とするものとである。ワルシャワ管区工場監督官が工場管理部から聴取したところによると、この方式は労資関係の安定に役立つ。⁴⁰⁾

1) 1906年版 Свод, IX頁。

2) 同前, X頁。

3) 1908年版 Свод, 016頁。

4) 同前, 017頁。

5) 同前, 017—018頁。

6) 同前, 018—019頁。

7) 1906年版 Свод, XI—XII頁。

- 8) 同前, XVI—XV頁。
- 9) 1907年版 Свод, XV頁。
- 10) 同前, XV—XVI頁。
- 11) 1908年版 Свод, 021頁。
- 12) 同前, 025頁。
- 13) 同前, 同頁。
- 14) 1909年版 Свод, XX—XXI頁。
- 15) 1906年版 Свод, XVII頁。
- 16) 1907年版 Свод, XIV頁。
- 17) 1908年版 Свод, 023頁。
- 18) 1909年版 Свод, XXII頁。
- 19) 1910年版 Свод, XLVIII頁。
- 20) 1906年版 Свод, XV頁。
- 21) 1909年版 Свод, XXII頁, 1910年版 Свод, XLVII頁。
- 22) 1906年版 Свод, XIV—XV頁。
- 23) 1909年版 Свод, XXII頁。1910年版 Свод, XLVIII頁。
- 24) 1908年版 Свод, 021頁, 1910年版 Свод, XLVII頁。
- 25) 1907年版 Свод, XII頁。
- 26) 1908年版 Свод, 022頁, 1909年版 Свод, XXIII頁, 1910年版 Свод, XLVIII。
- 27) 1910年版 Свод, XLVIII頁。
- 28) 1908年版 Свод, 027頁。
- 29) 1910年版 Свод, XLVIII—XLIX頁。
- 30) 1909年版 Свод, XXI—XXII頁。
- 31) 1906年版 Свод, XVIII頁。
- 32) 同前, XIX頁。
- 33) 同前, XIX—XX頁。
- 34) 1908年版 Свод, 027—028頁。
- 35) 同前, 028—030頁。
- 36) 1910年版 Свод, LI—LIII頁。
- 37) 同前, 同頁。
- 38) 1909年版 Свод, LIX頁。
- 39) 1907年版 Свод, VIII頁。
- 40) 1908年版 Свод, 090頁。